

生徒手帳



新潟県立
新津工業高等学校

新潟市秋葉区新津東町1丁目12-9

TEL (0250) 22-3441

校 章 の い わ れ

造形，それは言葉の尽きたところから始まる。

セザンヌは，

あらゆる物体は三角と四角と丸に還元される，と
喝破した。

しかしそれも

セザンヌのあの見事な構成があつてこそ彼の言葉
が世界の美術史上に古典たり得た。

二つの交わった円、それは二つの宇宙。

一つの円、それは未来永劫に不変であり、無限大
の宇宙。

一つの円、それは人間の叡智。学的体系は遂にこ
の計り知れない無限大の宇宙に対立した。

一つの四角、それは対立した二つの宇宙観を統一
し、融和しようと努力する人類の究極の場。学問
と芸術。その体系。

一つの三角、それは対立した二つの宇宙観、これ
を統一し融和しようとする人類の叡智の決勝点。

理想の座。

理想こそ人類の栄光であれ。

校 旗



寸 法	1,170×900 mm
染	指定黄色無地美術京染
校 章	本銀系浮出加工
モール	オランダ金モール 15cm 9mm 巾
引ひも	本金系飾房つき
旗 竿	檜木地本漆溜塗
旗 頭	校章三面彫刻銀色仕上

目 次

教育目標	5
校 歌	6
応 援 歌	8
学則（抜粹）	9
成績の評価	18
出欠席の取扱い	20
考査受験心得	21
学校行事	22
生徒心得	23
生徒会会則	27
生徒会組織図	34
応援団細則	35
生徒会役員選挙細則	36
遠征規程	37
遠征費取扱い規程	38
バイク通学規定	40
暖房使用規定	43
冷房使用規定	45
体育館使用規程	47
図書館利用について	48
生徒会部室使用心得	49
交通安全宣言	51
各種の願い、届出用紙	51

教 育 目 標

- 1 豊かな人間性の育成
- 2 工業技術者としての知識・技能・態度の養成
- 3 健康の増進と体力の向上

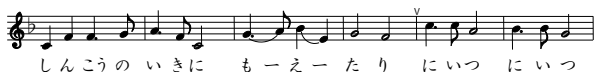
実践上の努力点

- 1 和を学ぶこと。
- 2 努力を惜しまぬこと。
- 3 責任を重んずること。
- 4 規律正しい生活をする事。

校 歌

大木 惇夫 作詞

箕作 秋吉 作曲



校 歌

作詞 大木 惇 夫

作曲 箕作 秋吉

- 1 蒲原平野めぐらして
雄々しく起てるわが学び舎
智の泉 技術の灯
若人われら協和を誓い
新興の意気に燃えたり
新津 新津 工業高校
工業をもて 人を益せん
肩くみて手を取りて ああ

- 2 みどりは深き 秋葉山
望みて楽し わがふるさと
めぐまるる土の豊けさ
若人われら 努めてやまず
文教の都市を 背負えり
新津 新津 工業高校
工業をもて 国に尽くさん
誠もて 気概もて ああ

- 3 流れも澄みし 阿賀野川
掬みてぞ純し わが友どち
輝ける未来を想う
若人われら 責任重く
産業の都市に 備えり
新津 新津 工業高校
工業をもて 永遠に貢がん
肩くみて 手を取りて ああ

応 援 歌（第一）

- 1 実れる平野 この地に育ち
力強く生きゆく我ら
勝利へ 勝利、勝利へ向い
スクラム組んで、進むのだ
ああ 新津、新津工業
- 2 豊かな新津 この地に育ち
未来に夢を 託した我ら
勝利に 勝利、勝利を重ね
輝く伝統 築くのだ
ああ 新津、新津工業

応 援 歌（第二）

- 1 母校の名誉 双肩に
担う我らの 選手らが
闘志燃やせば 敵はなく
勝利は我らの 内にあり
- 2 母校の名誉 その腕に
奮う我らの 選手らが
進むところに 敵はなく
勝利は 我らの 内にあり

新潟県立新津工業高等学校学則（抜粋）

第1章 総 則

（学則制定の趣旨）

第1条 この学則は新潟県立学校管理運営に関する規則第2条に基づいて、本校の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称，位置，課程，学科）

第2条 本校の名称，位置，課程，学科は次のとおりとする。

名 称	新潟県立新津工業高等学校
位 置	新潟県新潟市秋葉区新津東町1丁目12番9号
課 程	全日制
昼 夜	昼
学 科	工業：工業マイスター科 工業：生産工学科 工業：ロボット工学科 工業：日本建築科

（修業年限，定員）

第3条 本校の修業年限と定員は，次の表のとおりとする。

課程	修業年限	定 員
全日制	3年	新潟県教育委員会（以下「委員会」という。）の定めるところによる。

第2章 学年，学期，授業終始 及び休業日

(学年，学期及び授業終始)

第4条 学年は4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて，次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 授業終始の時刻は，校長が別に定める。

(休業日)

第5条 休業日は，次の表のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
(2) 日曜日
(3) 土曜日
(4) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
(5) 夏季休業日 7月25日から8月31日まで
(6) 冬季休業日 12月25日から1月6日まで
(7) 学年末休業日 3月22日から3月31日まで
(8) 新潟県公立高等学校入学者選抜の「学力検査 (一般選抜)」が行われる日。
(9) その他委員会が定めた日

2 前表の休業日中に，校長は，生徒を登校させ，
または，現場において職業に関する実習を行わせる

ことがある。

3 校長は必要と認めた場合には、新潟県立学校管理運営に関する規則第8条第1項に示された範囲内において、前表の休業日を変更することができる。

4 校務の運営上、特に必要があると認めたときは、校長は、委員会の承認を得て、休業日を授業日として、または、授業日を休業日とすることができる。

(臨時休業)

第6条 非常変災、その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程、授業時数及び生徒の指導

(教育課程、授業日時数)

第7条 本校の教育課程と授業日時数は、学習指導要領の基準及び委員会が別に定める基準によって、別表に定める。

2 前項の別表は、毎学年の初めにおいて校長が定める。

(修学旅行)

第8条 宿泊を要する修学旅行を実施する場合は、在学中1回とし、5泊6日以内の旅行日数

で行う。

(生徒心得)

第9条 生徒は、本校の定める生徒心得を守らなければならない。

(欠席、欠課等)

第10条 生徒が、欠席、欠課、遅刻、早退等をする場合には、所定の手続きを経なければならない。

(校外行事への参加)

第11条 生徒が、文化、体育関係等の校外行事に参加する場合には、校長の許可を得なければならない。

(感染症予防の措置)

第12条 生徒が感染症にかかり、または、かかるおそれがあるときには、校長は、その生徒の出席停止を命ずることができる。

第4章 成績の評価、単位の認定

(成績評価、単位認定)

第13条 成績評価、単位の認定は、学習指導要領の基準に基づいて、生徒の出席状況と平素の成績によって行う。

2 成績の評価、単位の認定については、評価規定による。

(卒業証書及び単位修得証明書の授与)

- 第 14 条 校長は、本校所定の課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。
- 2 単位を認定したときは、校長は必要に応じ、所定の単位修得証明書を交付する。

第 5 章 入学，退学，転学，留学 及び休学等

(入学資格)

第 15 条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者または、中等教育学校の前期課程を修了した者。
- (2) 学校教育法施行規則第 95 条の各号の一に該当する者。

(入学志願者の手続)

- 第 16 条 入学を志願する者は、所定の入学願書に、入学考査料を添えて、出身学校長を経て、校長に願いを出さなければならない。
- 2 入学を志願する者の調査書及びその他必要な書類は、出身学校長から送付を受ける。

(入学者の選抜)

- 第 17 条 入学者の選抜は、校長が、これを行う。
- 2 選抜を行うに当たっては、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類及び選抜のた

めの学力検査の成績を資料とする。

- 3 学力検査は、委員会の定めるところによって行う。

(入学許可)

第 18 条 入学は、校長が、これを許可する。

(誓約書)

第 19 条 入学を許可された場合、保護者は入学後 7 日以内に保護者が連署した所定の誓約書、住民票及びその他必要な書類を、校長に提出しなければならない。

- 2 保護者に変更のあったときは、あらためて誓約書を提出しなければならない。

(保護者)

第 20 条 保護者は、生徒に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人または、後見人の職務を行う者で、本校に対して生徒に関するいっさいの責任を負うことができる者でなければならない。

- 2 生徒、もしくは保護者が、住所等を変更したときは、すみやかに校長に届け出なければならない。

(転学)

第 21 条 生徒が、転学しようとするときは、保護者は、所定の転学願を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、他の高等学校から転学を志望する生徒があるときは、教育上支障がなく、かつ、本校生徒として適当と認めた場合には、これを許可する。

(留 学)

第 22 条 生徒が、外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者は、所定の留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

- 2 前項の願い出のあったときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。

- 3 校長は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、前項により留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

- 4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第 4 条第 1 項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了または、卒業を認めることができる。

(休 学)

第 23 条 生徒が、病気その他やむを得ない事由によって、休学しようとするときは、保護者は、所定の休学願を校長に提出しなければならない。

2 前項の願い出のあったときは、校長が適当と認めた場合、1ヶ月以上1年以内の期間で、休学を許可するものとする。

3 休学が1年を超えた場合は、自然退学とする。ただし、校長が必要と認めた場合は、引続き休学を許可することがある。

(復学)

第24条 休学中の生徒が、復学しようとするときは、保護者は、所定の復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(退学及び再入学)

第25条 生徒が、退学しようとするときは、保護者は所定の退学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 一旦、退学した生徒の再入学は、退学後1年以内に願い出て、しかも再入学の理由を、校長が適当と認めたときに限り、現学年以下に入学を許可する。

(編入学)

第26条 第1学年の途中または、第2学年以上に編入学を志望する者がある場合には、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があり、かつ、校長が本校生徒として適当と認められたときに、これを許可する。

第6章 生徒の表彰及び懲戒

(表 彰)

第27条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することがある。

(懲 戒)

第28条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒処分を行う。

2 前項の懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 第2項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者。

(2) 学力劣等で成績の向上見込がないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者。

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

4 第2項の停学は、性行不良であって、他の生徒の教育に妨げがあると認められる生徒に対して行うものとする。

5 第2項の訓告は、教育上必要があると認められる生徒に対して行うものとする。

成績の評価

1 履 修

本校で定めた教育課程は全て履修する。

各教科・科目等の欠席時数が、(単位数×35 週)の3分の1以下であることをもって、その教科・科目等を履修したものとする。

欠席時数が、(単位数×35 週)の3分の1を超えた場合、履修を認めない。ただし、欠席の理由が正当でやむを得ないと認められたとき、補習・補講等で不足分を補うことができる。

2 学習成績の評価

学習成績の評価は、定期考査や各種テスト・各種提出物・レポート・実習・実技・平素の学習態度・出席状況等を勘案して総合的に行い、100点法で表す。又、学年末においては5段階法でも表す。

履修の条件を満たしたものについて学年の成績の評価を行う。

100点法と5段階法の換算は次のとおり。

100点法	100～80	79～65	64～50	49～40	39～0
5段階法	5	4	3	2	1

3 単位の認定

履修が認められた科目について、学習成績が40点（5段階法で2）以上のものは、その科目の単位を認定する。学習成績が39点（5段階法で1）以下の単位不認定であった場合、追認考査等を実施する。ただしこれは、不認定科目が3科目以内の生徒を対象とし、1度だけ実施するものとする。

4 進級の認定

本校で定めた学年ごとの教育課程を全て履修し、かつ全て修得したものは、進級を認定する。ただし、「学校外における学修による増加単位」は、進級の認定単位としては含めない。

5 卒業の認定

本校で定めた教育課程を全て履修し、かつ全て修得したものは、卒業を認定する。ただし、「学校外における学修による増加単位」は、卒業の認定単位としては含めない。

6 原級留置

進級、または卒業が認定されなかったものは原級に留め置く。原級留置になったものが当該年度に取得した単位は、原則として全て無効とする。

出欠席の取扱い

- 1 「欠席」とは、その授業の時間の2分の1以上を欠いた場合、「遅刻」は、2分の1未満の遅れ、「早退」は、2分の1未満の早引け、「中抜け」は、2分の1未満の中座とする。
- 2 以下の事由の場合、校長の許可を得た上で「公欠」とし、出席扱いとする。
 - ア 部活動やその他本校の代表として、各種大会や催し物に出場参加する場合。
 - イ 進学や就職のために、試験を受けに行ったり、事前訪問したり、健康診断を必要とするような場合。
 - ウ 災害や交通機関の事故・不通など不可抗力の原因による場合。
- 3 以下の事由の場合、「出席停止」とし、出席すべき日数（時数）からその数を差し引く。
 - ア 学校保健安全法並びに感染症法により、出席を停止された場合。所定の手続きをする。
 - イ 忌引きの場合。認められる日数は以下のとおりとする（土日、祝日を含む）。

父母（養・継父母を含む）	7 日
祖父母・兄弟姉妹	3 日
伯（叔）父母・従兄弟姉妹・甥姪	1 日
曾祖父母	1 日
その他の同居親族	1 日

考查受験心得

- 1 考查は、原則として自教室で受験する（保健室受験は認めない）。座席は出席番号順とする。
- 2 机の上には鉛筆・消しゴム・定規をはじめ、使用を許可されたものだけを置き、不要なものは持ち込まない。電卓のフタ・下敷きは、どの教科でも持ち込み禁止。
- 3 机は前後を逆にし、何も入れない。所持品は全てカバンに入れ、指定場所に整頓しておく。
- 4 カンニングをした場合、厳しい指導の対象となる。カンニングと疑われるような紛らわしい行動も、「カンニングをした」とみなされることがある。
- 5 スマートフォン等の通信機器を携帯してはならない。考查中の携帯は「カンニング」とする。
- 6 原則として時間途中の退室はできない。トイレなどやむを得ない場合は挙手をして監督者を呼び、答案を預ける。
- 7 考查開始時刻より25分以上不在になった（遅刻を含む）場合、その時間は欠席扱いとなる。ただし、希望する場合は受験できる。
- 8 その他、全て監督の先生の指示に従う。

学 校 行 事

- 4月 始業式，入学式，各種検診，壮行会
- 5月 生徒総会，中間考查
- 6月 体育祭
- 7月 期末考查，終業式
- 8月 始業式
- 9月 中間考查
- 10月 マラソン大会，飛翔祭，
学校見学会・体験教室
- 11月 創立記念日，期末考查
- 12月 生徒会役員選挙
修学旅行（2年），球技大会，終業式
- 1月 始業式，1年ウインタースポーツ教室
3学年末考查
- 2月 学年末考查
- 3月 卒業式，終業式

生徒心得

前文

生徒は各自の自主的判断と、高校生としての良識と責任をもって高校生活を送る。

1 通学

- (1) 登下校は服装態度を正しくし、交通道德を守る。
- (2) 午前8時40分までに登校し、定められた時間までに下校する。その後の残留は係の先生に届ける。
- (3) 自転車通学を希望するものは届け出て許可をうける。なお、自転車損害賠償責任保険等に必ず加入すること。
- (4) バイク通学は原則として認めない。
ただし、バイク通学希望者は「バイク通学規定」による。
- (5) 長期休暇の際の登下校はそのときの定めによる。

2 頭髪・服装

- (1) 頭髪は清潔にし、高校生らしい髪型とする。
- (2) 男子の制服は黒色の詰襟標準型学生服とし、バッジを左襟につける。ズボンの裾口はあまり広く、または狭くしない。

盛夏時は学校指定のワイシャツまたは半袖白ポロシャツ（校章刺繍入り）とする。

制服の上衣は着用しない。

- (3) 女子の制服は学校指定の紺色の上衣、スカー

ト、スラックスとし、上衣左襟にバッジをつける。

スカート丈は膝にかかる程度とする。なお、リボンは学校指定のものとする。

盛夏時は学校指定のワイシャツまたは半袖白ポロシャツ（校章刺繍入り）とする。

また、季節によって、ベストの着用も認め、色は紺色とする。

- (4) 登校後は、指定の屋内用運動靴、屋外用運動靴を使用する。

3 欠席等

- (1) 欠席・遅刻をする場合は、事前に連絡し届け出る。
- (2) 早退・欠課及び在校時の外出は学級担任に届け出て許可を受ける。

4 礼 儀

- (1) 来客・職員に対し、また生徒どうしの挨拶を心がける。

5 校舎・校具

- (1) 校舎・校具を大切にし、万一誤って破損したり、破損を発見したときは直ちに先生に届け出る。
- (2) 掃除用具は大切に使用し、常に所定の場所に備えておく。不足分は係の先生に申し出て補充する。

- (3) ロッカー使用に当っては、別に定める使用規定を守る。

6 所持品

- (1) 学業に必要なもの以外は持参しない。
- (2) 所持携帯品にはすべて学年・組・氏名を必ず明記することを心がける。
- (3) 金銭・物品を紛失または拾得したときは直ちに係の先生に申し出る。

7 校外生活

- (1) 不健全な娯楽場・飲食店には立ち入らない。
- (2) 深夜外出、友人宅での無断外泊はしない。
- (3) やむを得ずアルバイトする場合は仕事の内容、期間をよく考慮し、事前に届け出る。
- (4) 泊を伴う旅行は事前に届け出る。

8 バイク

- (1) 自動二輪の免許はとらない。
- (2) 原付免許をとったら担任に届け出る。
(冬季間の降雪時・積雪時の運転は禁止とする)

9 自動車

- (1) 免許取得は可能である。ただし、3年生の1学期末考査終了後に限る。
- (2) 学校に事前に届け出てから自動車学校に入校し、授業に支障のないように通うこと。
普通免許をとったら担任に届け出る。(冬季間の降雪時・積雪時の運転は禁止とする)

(3) 自動車での通学は認めない。

10 願書・届書

(1) 願書・届書の提出はすべて学校備えつけの用紙により行う。

新潟県立新津工業高等学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は新潟県立新津工業高等学校生徒会という。

第2条 本会は新潟県立新津工業高等学校在校生をもって構成する。

第3条 本会は会員の自主的で責任ある行動のもとに、自治の精神を養い、公民としての良き資質を身につけ、健康で豊かな学校生活を送ることを目的とする。

第4条 本会は本校の教職員を顧問として運営上の指導を受ける。

第2章 決議機関

第5条 本会には次の決議機関をおく。

1 生徒総会 2 評議員会

第6条 総会は本会の最高決議機関であって、全会員で構成する。

第7条 総会は定例総会と臨時総会とし、会長が招集する。

第8条 定例総会は、毎年開き、次のことを審議決定する。

1 本会の運営方針

- 2 会則細則の改正，制定
- 3 予算，及び決算の審議
- 4 その他

第9条 臨時総会は次の場合，開く。

- 1 会長が必要と認めた場合。
- 2 評議員会の要求があった場合。
- 3 会員の6分の1以上の要求があった場合。

第10条 評議員会は総会につぐ決議機関であつて，総会の機能を代行することができる。

第11条 評議員会は各学級より選出された評議員2名で構成する。

第12条 評議員会は次のことを審議決定する。

- 1 総会に上程する議題の審議
- 2 行事計画
- 3 部・同好会及び常任委員会の新設廃止等
- 4 その他

第13条 評議員会は次の場合開かなければならない。

- 1 会長が必要と認めた場合
- 2 学級から要求があった場合

第3章 役員

第14条 本会には次の役員をおく。(以下これを4役という)

1 会長 1名 2 副会長 1名

3 書記長 1名 4 会計 1名

第15条 会長、副会長、書記長、会計はすべて全会員の公選による。選挙に関しては選挙管理委員会の定める細則による。

第16条 会長は本会を代表し、総会、評議員会を招集する。

第17条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第18条 会計は会計全般を司り、定例総会に於て会計報告をしなければならない。

第19条 書記長は庶務を司り、議事録を保管する。

第20条 役員の任期は1ヶ年とする。毎年12月に改選し、翌年1月に引継ぎを行う。

第4章 会議

第21条 総会の議長団は会員の中より選出され、総会の承認を得たものがあたる。

第22条 評議員会の議長団は互選による。

第23条 各種委員会はそれぞれの長が招集する。

第24条 本会のすべての会議は所属会員の3分の

2以上の出席で成立する。

第25条 議事はすべて過半数の賛成をもって議決する。可否同数の場合は議長の裁決による。

第26条 各会議は議事録に記録し保管する。

第5章 執行機関

第27条 本会には次の執行機関をおく。

1 執行委員会 2 常任委員会

3 その他の各種委員会

第28条 執行委員会は生徒会4役，執行委員で構成する。

第29条 常任委員会として次の委員会を設け，委員は学級より選出し委員長を互選する。

1 図書・視聴覚 2 新聞 3 整備

4 規律 5 保健

第6章 その他の機関・役員

第30条 本会には選挙管理委員会と応援団幹部会を設け，その運営は別に定める細則による。

第31条 本会には会計監査委員2名をおき，評議員会で選出する。

第32条 会計監査委員は毎年1回会計事務を監査し総会に報告する。

第33条 本会には執行委員若干名をおくことができる。

第7章 部

第34条 各部には必ず顧問をおく。

第35条 部活動の廃止等については、次の通りとする。

- 1 部員が少なく十分な活動が不可能である。
- 2 生徒会の目的に反した活動行為等があった場合。

第36条 部の新設廃止等は、第12条の決定による。

第8章 同好会

第37条 同好会の新設については、次の通りとする。

- 1 同好会の設立を希望する場合は、同好会設立願いを提出することができる。
- 2 同好会は設立を希望する会員が5人以上であること。
- 3 設立を希望する同好会の定期活動が、他の部・同好会の活動の妨げにならないこと。
- 4 設立願いには、代表者氏名・設立趣旨・会員名簿・担当顧問名・活動計画書等の案件を付すこと。
- 5 同好会の新設は、第12条の決定による。

第38条 同好会から部への昇格について、次の1から3のすべてを満たす場合に昇格することが

出来る。

1 充実した活動が，2年以上継続された場合。

2 同好会の活動内容を発表する場を，少なくとも年1回は持つこと。(体育部においては，競技会への参加，文化部においては，校内での発表または高文連主催行事への参加)

3 同好会の活動が，他の部・同好会の活動を阻害せず，昇格後も維持できること。

第39条 同好会の部への昇格は，第12条の決定による。

第40条 同好会の廃止については，次の通りとする。

1 会員が少なく十分な活動が不可能である。

2 生徒会の目的に反した活動行為等があった場合。

第41条 同好会の廃止については，第12条の決定による。

第9章 会 計

第42条 本会は会の運営維持のために、会員より次の会費を徴収する。

1 入会費 500 円

2 会費年額 7,500 円

第43条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第44条 金銭の出納は学校職員がこれにあたる。
(会計の細則は別に定める)

第10章 附 則

第45条 本会の会則の改廃は評議員会の3分の2以上の賛成をもって発議し、総会の過半数の賛成で成立する。

第46条 本会のすべての会議は公開とし、傍聴を認める。

第47条 本会の会則は昭和38年12月10日より実施する。

昭和 60 年 6 月 10 日改正

平成 4 年 1 月 23 日改正

平成 7 年 5 月 26 日改正

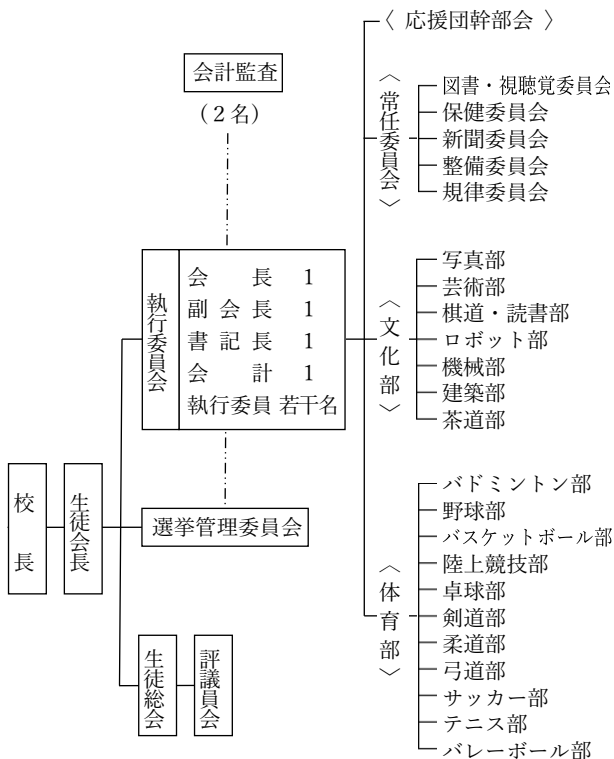
平成 10 年 12 月 2 日改正

平成 24 年 7 月 4 日改正

令和 4 年 11 月 22 日改正

令和 7 年 5 月 7 日改正

新津工業高等学校生徒会組織図



応援団細則

第1条 応援団は明るい健全な活動により，各部選手の意気の高揚を図ることを目的とする。

第2条 応援団は本校在学の全生徒で構成する。

第3条 応援団の運営機関として幹部会をおき，幹部会は団長1名，副団長2名，幹部役員で構成する。

第4条 幹部役員は次のように選出する。

- 1 3年各ホームルームから2名
- 2 2年各ホームルームから1名
- 3 生徒会長の依嘱するもの若干名

第5条 団長・副団長の選出は幹部会の互選とし，生徒会長が任命する。

第6条 幹部役員の任期は1年とし，毎年4月に改選する。

第7条 役員及び団員は規律ある言動で団活動に従い，本校生徒として不適当な言動のないようにする。

生徒会役員選挙細則

第1条 選挙に関する取扱は、この細則の定めるところによる。

第2条 この細則において、選挙とは、生徒会々則第15条の会長・副会長、書記長及び会計の公選をいう。

第3条 本会の選挙は12月中に行う。ただしこの際、3年生の被選挙権は認めない。

第4条 選挙公示は選挙2週間前までに行う。

2 選挙は推せん立候補制度とする。立候補者氏名は推せん団体及び責任者1名を記入して、選挙管理委員会に届出しなければならない。

3 選挙は無記名投票とする。

4 当選者は選挙によって有効投票の最多数を得た者をもって当選者とする。ただし選挙の結果、1位2位の差が10票以内の場合には再選挙により当選者を決定する。

5 立候補者が1名の場合は、信任投票とする。ただし、信任されるには有効投票の過半数を必要とする。

第5条 選挙運動並びに管理に関しては、この細則以外の事項は、その都度選挙管理委員会において決定する。

附 則

この規定は昭和50年7月2日より実施する。

遠 征 規 程

- 1 遠征は原則として、国体及び高等学校体育連盟，高等学校野球連盟，高等学校文化連盟，工業高等学校長協会の主催または共催ならびに後援する競技のみとし，公欠を認める。
- 2 遠征計画書は期日の一週間前まで提出すること。
- 3 出場人員は定められた選手・補欠の定員内として，少数精鋭で出場すること。
- 4 遠征は原則として顧問が引率する。

遠征費取扱い規程

(生徒関係)

- 1 遠征費は原則として、高等学校体育連盟，高等学校野球連盟，高等学校文化連盟，工業高等学校長協会が主催または共催する大会のみ，実費の半額を支給する。

前記以外の大会で県代表として出場資格を得た場合は，生徒会係で協議する。

- 2 (1) 遠征費の支給されるクラブ別人員の限度は，次のとおりとする。

バドミントン 17 野球 19

バスケットボール 16 卓球 10 剣道 10

柔道 16 弓道 12 サッカー 20 テニス 16

バレーボール 15

陸上競技，文化部についてはその都度係で協議する。

- (2) 上記の人員によりがたい場合は，その都度係で協議する。

- 3 遠征費の種類は交通費（原則，電車賃 バス賃）及び宿泊費とする。

- (1) 電車賃及びバス賃は，実費の半額を支給する。（出来るだけ団券を利用のこと。）

- (2) 宿泊費は実費（原則，高体連料金）の半額を支給する。（宿泊とは1泊3食付である。）

- (3) 県外大会の遠征費についても同様の取り扱いとし、支給は1クラブ年2回までとする。
- 4 遠征費支給の対象となる大会に参加する場合は、大会の一週間前までに遠征計画書並びに経費明細書（遠征費支出伺）を生徒会係に提出する。
- 5 上記規程によりがたい場合は、その都度係で協議する。

附 則

この規程は 1992 年(平成 4 年) 1 月 23 日改正

この規程は 1992 年(平成 4 年) 4 月 1 日実施

この規程は 1995 年(平成 7 年) 5 月 26 日改正

この規程は 2016 年(平成 28 年) 5 月 6 日改正

この規程は 2016 年(平成 28 年) 5 月 6 日実施

バイク通学規定

第1条 生徒は原則として、公の交通手段を利用して通学することとする。ただし、第2条の「許可条件」にすべて該当し「手続き」をした者について原付バイク（排気量 50 cc以下）の通学を許可する。また、50 ccを超えるバイクでの通学は禁止とし、免許取得も絶対にしないこと。

第2条 「許可条件」

- (1) 部活動に加入し、概ね毎日の活動実績があり、登下校において公の交通手段では不便な事情がある場合。
- (2) 通学許可地域は設けないが、公共交通手段利用の場合と自宅～学校を原付バイク通学した場合との比較で合理的理由（登下校に要する時間の短縮等）がある場合。
- (3) 原付バイク利用距離が片道 8 km～20 km程度とする。
- (4) 第3条の「通学規則」を遵守すること。

第3条 「通学規則」

- (1) 交通規則を遵守し、常に安全運転を心がけること。
- (2) 自賠責保険加入に加え、任意保険への加入をすること。
- (3) 本校で開催する「原付バイク実技講習会」

へ必ず参加すること。

- (4) 冬期間 12 月～3 月（降雪の状況によって変更あり）は乗車しないこと。
- (5) ヘルメットは「フルフェイス型」,「ジェット型」とし、正しく装着すること。
- (6) 所定の場所に駐車し、他者との貸し借りは絶対にしないこと。

第 4 条 「手続き」

(1) 事前相談

学級担任及び、交通係に原付通学の必要性について相談し、許可までのフローチャートを確認する。

(2) 必要書類の提出

- ① バイク通学許可願
- ② バイク通学誓約書
- ③ 原付免許取得届

(3) 四者面談の実施

使用生徒、保護者、学級担任、交通係によるバイク点検及び、交通安全指導を実施。許可ステッカーを交付し、車両の後輪付近の目立つ場所に貼り付ける。

- (4) 届け出事項に変更があった場合は速やかに申し出ること。

第 5 条 「許可の取り消し」

- (1) 交通違反等が発覚した場合は許可を取り

消す場合がある。

- (2) 届け出事項の変更により許可条件を満たさない場合は通学許可を取り消す場合がある。
- (3) その他，通学利用に不適當であると認められた場合は通学許可を取り消す場合がある。

暖房使用規定

- 1 普通教室の暖房は下記の規程に従って使用する。特別教室の暖房はこれに準じて行う。
- 2 使用の基準
 - (1) 当日午前8時15分現在廊下で気温15℃以下のとき点火する。
 - (2) 暖房は午前8時15分から授業終了時まで使用することとし、これ以外に使用するときは特別の許可を得る。
- 3 暖房器具の取扱者

暖房器具の取扱いは教室当番があたり、次の仕事を行う。

 - (1) 毎日の最初の点火
 - (2) 再点火
 - (3) 設定温度の調節は、室内温度20℃を目安とする。
 - (4) 火気並びに器具の管理にあたり特にガス漏れ、換気に注意する。不適當の場合は調整を行い、必要あるときは教務室に連絡する。
 - (5) 教室を空けるとき、終礼時には、消火を確認し、元栓を閉じる。ただし、学校閉庁日の前日は、消火を確認し、元栓を閉じた後、コンセントから電源プラグを抜く。
- 4 使用上の留意事項
 - (1) 教室当番以外は原則として器具にふれること

を禁ずる。

- (2) 器具破損の場合はクラスで責任をとる。不正使用の場合、使用を禁止することもある。
- (3) 暖房器具は暖房以外の目的に使用しない。
- (4) 常に暖房器具のまわりは整理整頓につとめる。
- (5) 暖房時は、教室内の二酸化炭素の充満防止と感染症予防のため、教室前後の欄間は常に20 cm以上は開放する。また、授業後は外窓を3～5分間開けて換気する。後ろに欄間がない教室は、後ろの戸を開けたり、扇風機を併用したりして換気する。
- (6) 無駄な使用を避けて、節約に努める。

附 則

この規程は2018年（平成30年）11月1日改正

冷房使用規定

- 1 普通教室の冷房は、下記の規定に従って使用する。

特別教室の冷房はこれに準じて行う。

- 2 使用期間

7月1日～9月30日

- 3 使用基準

(1) 室内温度 28°C 以上の暑さが継続すると見込まれるときに使用する。

(2) 冷房は、午前8時30分から授業終了時まで使用することとし、これ以外に使用する時は特別の許可を得る。

- 4 冷房器具の取り扱い

冷房器具の取り扱いは原則として教職員が行う。

(1) 朝から規定の室温以上が見込まれる時は、担当生徒が運転を行う。

(2) (1)以外の時は、担任および授業担当者が運転を行う。

(3) 設定温度は室内温度が 28°C となるよう調節する。

(4) 移動教室などで教室を空ける際は、担当生徒が運転を停止し、戻った時に再運転を行う。

(5) 終礼後、担任は運転を停止する。

5 使用上の留意事項

- (1) 担当生徒以外は原則として器具に触れないこと。
- (2) 冷房使用時は，教室内の環境保持のため休憩時間などに換気を行う。
- (3) 必要に应じて扇風機も使用し室内空気の循環を行う。
- (4) 無駄な使用を避けて，節電に努める。
- (5) 器具破損の場合は，クラスで責任を取る。
不正使用の場合，使用を禁止することもある。
- (6) 感染症予防のため，冷房時も欄間は常に開放状態とする。

体育館使用規程

- 1 平日の使用は、午後6時までとする。ただし延長の場合は顧問の付添いのもとに行う。
- 2 休業日等は所定の手続きをとってから使用する。特に関係クラブ間の打ち合わせを十分行うこと。
- 3 休業日等の使用時間は、校舎の解錠後から施錠時刻までに後片付けを完了し、退校できる範囲とする。
- 4 使用中、施設設備を破損または破壊した場合は、直ちに顧問または体育科に届けること。原因によっては、使用を禁ずることがある。
- 5 土足に十分注意し、常に校具を愛し、用具の整理整頓に努めること。使用後は必ず清掃及び戸締に留意すること。
- 6 カギの取り扱いには十分注意し、貸し出しルールによって行う。

図書館利用について

閲覧上の注意

- 1 閲覧室では常に自主的態度を保って、静粛，整頓，清潔を心がけること。
- 2 本を大切にし，汚損，破壊，無断持出等しないこと。
- 3 返却の際は正しく元の位置に返す。
- 4 図書館運営担当の先生と図書・視聴覚委員の指示に従うこと。
- 5 飲食はできない。

本の借り方

- 6 本の貸出期間は2週間，貸出冊数は1人3冊までとする。長期休業中は別に定める。
- 7 本を借りるときは，カウンターの係に申し出て所定の手続きを行う。
- 8 本を返すときは，係に申し出るか返却ボックスへ入れておく。
- 9 貸出禁止のラベルがある本は貸出をしない。
- 10 紛失・破損・返却延滞に注意する。本人以外への又貸しはしないこと。
- 11 本を紛失・破損した場合は，速やかに係に申し出ること。原則として現物弁償とする。
- 12 利用に不正のある場合は，閲覧または貸出を停止することがある。

生徒会部室使用心得

次のように部室使用心得を定める。生徒は下記の項目を遵守し常に公共心をわきまえた規律，協同の精神を忘れないこと。

1 使用時間は次のとおりとする。

① 平 日

午前7時30分～午前8時30分まで
放課後～6時30分まで

② 土曜，日曜，祝日，学校休業日

午前8時～午後6時00分まで

2 活動が終り下校するときは次の事項を確認する。

① 窓の施錠 ② 出入口の施錠

3 清掃は各室とも使用するクラブが毎日行い，室内外の整理整頓を保つこと。

4 当部員以外のものは無断で他部室への立ち入りはしないこと。

5 活動に関係ない物品並びに私物を常時室内におかないこと。

6 室内での火気の使用は絶対にしないこと。

7 室内で飲食しないこと。

8 建物及び室内諸設備を故意に破損するような行為はしないこと。

9 戸，壁等に落書きはしないこと。

10 部室使用に際し高校生として好ましくない

行為をしないこと。

- 11 各項に反する行為が再度に及ぶ場合はそのクラブの部室使用を禁ずることがある。
- 12 顧問は時々部室の状況を把握し各項に反する行為がないよう指導する。

交通安全宣言

自他の人格と生命を尊重するために交通道德を守り交通事故の絶滅を期しここに交通安全校を宣言する。

昭和 38 年 10 月 28 日

新潟県立新津工業高等学校

各種の願い、届出用紙

次に示す各種の願い、及び届出の用紙は学校に備えてあるので担任または係の先生をとおして受け取り、提出をする。

- 1 欠席，遅刻届
- 2 早退，外出届
- 3 公欠届
- 4 アルバイト届
- 5 旅行，キャンプ，登山届
- 6 自転車通学許可願
- 7 バイク通学許可願
- 8 学校学生生徒旅客運賃割引証
- 9 成績証明書
- 10 在学証明書
- 11 卒業見込み証明書
- 12 休学願
- 13 復学願
- 14 退学願